

第3部 基本計画

Master Plan

第1章

基本目標1

安心して快適な暮らしを維持する

第2章

基本目標2

魅力・活力を生み出す

第3章

基本目標3

地域で支えあい、健康で生涯元気に暮らす

第4章

基本目標4

豊かな人・心を育む

第5章

基本目標5

持続可能なまちづくりを推進する

◆ 基本計画の見方

基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

1 住宅・宅地整備促進

施策ごとに、関連するSDGsのゴールのアイコンを記載しています。

対応するSDGs



現状と課題

少子高齢化の進行や、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、住環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。現在、町では公営住宅の計画的な維持・整備を進め、利便性の高い住宅用地の確保や、飲料水供給施設の整備を進めています。また、本町は森林資源が豊富であることから、地元産材を利用した住宅建設の推進を図っています。

一方、近年、空き家が増加傾向にあり、整備や活用が求められていますが、貸家としての利用希望は少ない状況です。空き家のまま放置されている事例もあり、安心・安全の観点から対策が必要となっています。また、移住・定住人口の獲得に向けて、移住者や子育て世帯が快適に暮らすことができる住宅整備が重要となっています。

施策の基本方針

公営住宅については財源を確保して計画的な維持管理を行い、快適な住環境を提供できるように努めます。耐用年数を経過した住宅については、建て替えや払下げの検討を行います。あわせて、住宅需要に基づき、遊休町有地等を活用した住宅地の確保・整備を行い、移住・定住を促進します。町営住宅建設の際には地元産材活用等、五ヶ瀬ならではの住宅整備に努めます。

住宅の耐震化率は、全国平均 82%、県平均 77%であるのに対し、町は 62.8%と低い数値になっています。住宅の耐震化率を底上げするため、アクションプログラムに沿って周知を図りながら、耐震化率を向上させていきます。

現行計画期間中における現状や、今後の課題を記載しています。

基本方針の実現に向けた、個別施策とその取り組み内容を記載しています。

基本方針の実現に向けた、個別施策とその取り組み内容を記載しています。

主な施策

1 公営住宅の維持管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公営住宅の計画的な維持管理を実施します。
- 老朽化した町営住宅の建て替えに向け、検討を行います。
- 老朽化が進む教職員住宅を計画的に改修し、快適な住環境を整備します。

2 住宅需要に応じた住宅用地及び住宅の確保・整備

- 将来にわたる住宅需要の分析を行い、必要とされている住宅種類の把握を行います。
- 若年層や子育て世帯の居住を想定した住宅用地の整備や、住宅建築の支援を行い、移住・定住を促進します。
- 住宅用地及び住宅の確保・整備において、町有遊休地や空き家を有効活用します。
- 地元産材の利用に対する助成等を行い、地元産材の利用を促進するとともに、地元産材を多用した耐久性に優れた木造住宅の建設を推進します。
- 住民が長期にわたり安心して暮らすことができるよう、住宅の耐震化やバリアフリー化を推進します。

関連指標

	現状値 (令和2年)	5年後 (令和7年) 目標値	10年後 (令和12年) 目標値	方向性
町営住宅の整備戸数	累計 0 戸	累計 5 戸	累計 10 戸	▶▶増加
町有の住宅分譲地の整備箇所数	累計 0 箇所	累計 2 箇所	累計 4 箇所	▶▶増加
住宅耐震化率	66.8%	75.0%	90.0%	▶▶増加
空き家改修戸数	累計 0 戸	累計 20 戸	累計 40 戸	▶▶増加

施策を推進する上で設定した指標を記載しています。

◆ SDGs について

平成 27 年に国連総会において持続可能な社会を実現するための国際目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。この SDGs は、地球上で「誰一人取り残さない」ことを誓い、その実現のために 17 のゴール (目標) を設定したものであり、自治体においても、SDGs の実現に向けて責任を果たしていくことが求められています。



 1 貧困をなくそう	目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント【※1】を行う	 14 海の豊かさを守ろう	目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさも守ろう	目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る		

【※1】エンパワーメント…個人が持つ「自ら主体的に判断し行動する能力」や、「自らの力で計画・決定・運営していく能力」を引き出し、自らが置かれている状況を自らが変えていくという機運を高めること。

第1章

基本目標1

安心して快適な 暮らしを 維持する

施策の分類	主な施策
1 住宅・宅地の整備促進	公営住宅の維持管理 住宅需要に応じた住宅用地及び住宅の確保・整備
2 道路交通網の充実	高速道路の整備 町道・地域内道路の整備 国・県道の整備
3 公共交通の充実	コミュニティバスの安定的な運営 多様な移動支援の検討 広域交通の維持・充実
4 水道の整備	簡易水道事業の安定経営の推進 安心・良好な水質の確保 水道水の安定的な給水 環境保護・エネルギー対策の推進
5 自然環境の保全	自然環境の保全と活用 地球温暖化対策の推進 適正なごみ処理、生活排水処理の実施 環境保護・環境美化に向けた啓発の推進
6 消防・防災対策の充実	地域・消防団による防災体制の充実 行政による災害対応の充実 治山・治水による町土の保全 災害に強いインフラ整備の推進 救急医療体制の充実
7 防犯・交通安全の推進	交通安全活動の推進 防犯活動と地域安全の推進 消費者行政の推進

基本目標 1

安心して快適な暮らしを
維持する

1 住宅・宅地の 整備促進

対応する
SDGs



現状 と 課題

少子高齢化の進行や、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、住環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。現在、町では公営住宅の計画的な維持・整備を進め、利便性の高い住宅用地の確保や、飲料水供給施設の整備を進めています。また、本町は森林資源が豊富であることから、地元産材を利用した住宅建設の推進を図っています。

一方、近年、空き家が増加傾向にあり、整備や活用が求められていますが、貸家としての利用希望は少ない状況です。空き家のまま放置されている事例もあり、安心・安全の観点から対策が必要となっています。また、移住・定住人口の獲得に向けて、移住者や子育て世帯が快適に暮らすことができる住宅整備が重要となっています。

施策の 基本 方針

公営住宅については財源を確保して計画的な維持管理を行い、快適な住環境を提供できるように努めます。耐用年数を経過した住宅については、建て替えや払下げの検討を行います。あわせて、住宅需要に基づき、遊休町有地等を活用した住宅地の確保・整備を行い、移住・定住を促進します。町営住宅建設の際には地元産材活用等、五ヶ瀬ならではの住宅整備に努めます。

住宅の耐震化率は、全国平均 82%、県平均 77%であるのに対し、町は 62.8%と低い数値になっています。住宅の耐震化率を底上げするため、アクションプログラムに沿って周知を図りながら、耐震化率を向上させていきます。



町営住宅

主な 施策

1 公営住宅の維持管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公営住宅の計画的な維持管理を実施します。
- 老朽化した町営住宅の建て替えに向け、検討を行います。
- 老朽化が進む教職員住宅を計画的に改修し、快適な住環境を整備します。

2 住宅需要に応じた住宅用地及び住宅の確保・整備

- 将来にわたる住宅需要の分析を行い、必要とされている住宅種類の把握を行います。
- 若年層や子育て世帯の居住を想定した住宅用地の整備や、住宅建築の支援を行い、移住・定住を促進します。
- 住宅用地及び住宅の確保・整備において、町有遊休地や空き家を有効活用します。
- 地元産材の利用に対する助成等を行い、地元産材の利用を促進するとともに、地元産材を多用した耐久性に優れた木造住宅の建設を推進します。
- 住民が長期にわたり安心して暮らすことができるよう、住宅の耐震化やバリアフリー化を推進します。

関連 指標

	現状値 (令和2年)	5年後 (令和7年) 目標値	10年後 (令和12年) 目標値	方向性
町営住宅の整備戸数	累計 0 戸	累計 5 戸	累計 10 戸	▶▶増加
町有の住宅分譲地の 整備箇所数	累計 0 箇所	累計 2 箇所	累計 4 箇所	▶▶増加
住宅耐震化率	66.8%	75.0%	90.0%	▶▶増加
空き家改修戸数	累計 0 戸	累計 20 戸	累計 40 戸	▶▶増加



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

2 道路交通網の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

道路はすべての交流の要となるもので、生活の利便性とあらゆる経済活動を支えており、住民の暮らしやすさに大きく関わるものです。

高速道路は、九州中央自動車道「五ヶ瀬高千穂道路」「蘇陽五ヶ瀬道路」として町内すべての区間が事業化されたことにより、今後10年で高速交通ネットワークが大きく改善され、九州の東西軸の強化、さらには本町の発展に貢献すると考えられます。

一方、町内の国県道は、平成31年4月1日現在、道路実延長は64.7km、改良率60.1%、舗装率100%となっています。町道は、実延長178.4km、改良率26.9%、舗装率88.7%となっています。町内を円滑に連絡するため、国県等の各種事業を活用して道路整備・改良事業を進めてきましたが、改良率は低く、自動車への依存度が高い本町にとって、今後も重点的に整備を進めていく必要があります。

また、地域住民で除草作業などの日常的な維持管理を担ってきましたが、今後高齢化が進む中で、どのように管理していくかが課題となっています。

さらに、道路の老朽化に伴う修繕や、損傷が深刻化する橋梁の維持のため、今後財政負担が大きくなることが予測され、重要な課題となっています。

施策の 基本 方針

高速道路ネットワークを最大限活かすため、国県道はもとより、町道整備も進めていく必要があります。町道については、高齢化が進む中、地域の足としてコミュニティバスを運行するためにも欠かすことのできないインフラであり、整備を重点的に進めます。

生活道となっている林道や農道については、安全性を確保しつつ、町道編入を積極的に進めます。また、地域と協力しながら草刈り作業や路面補修などを行い、道路維持活動の強化を図ります。

通学路・生活道路の安全確保に向け、子どもから高齢者まで安心して使える道路整備を心がけます。

主な 施策

1 高速道路の整備

- 九州中央自動車道の全線開通に向け、関係機関と連携し、建設促進を図ります。
- 「五ヶ瀬～高千穂」「蘇陽～五ヶ瀬東」間の整備については、早期完成を目指し事業推進を図ります。
- 高速道路を起点とした利便性の高い交通ネットワークの形成に向け、国・県・町道の整備を促進します。

2 町道・地域内道路の整備

- 「公共施設等総合管理計画」を核とし、個別施設計画に基づいた町道の整備と維持管理を推進します。
- 地域住民と連携しながら、地域内道路（集落道、農道、林道等含む）の整備と維持管理を推進します。
- 歩行者等が安全かつ快適に通行できる道路整備を進めます。

3 国・県道の整備

- 国・県・近隣自治体との連携を深め、国・県道の整備や改良を促進します。
- 国道503号の飯干峠トンネル（仮称）や竹田五ヶ瀬線の波帰の瀬大橋（仮称）の整備により、交通ネットワークの大幅な改善が考えられるため、県との連携を深め、事業推進に努めます。

関連 指標



新貫原橋開通式



基本目標 1

安心して快適な暮らしを
維持する

3 公共交通の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

住民生活の利便性向上や、交通における環境負荷の抑制に向けて、地域公共交通は重要な役割を担っています。本町では路線バスの廃止により、コミュニティバス「Gライン」を運行しています。高齢化に伴い、高齢者が安心して移動できる移動手段の確保が必要となる中、コミュニティバスの運行は、自動車を自分で運転できない住民の買い物や通院、通学などに欠かせないものとなっています。

しかし、近年のコミュニティバス利用者数は横ばいの状態です。利用料の向上が見込めない中、財政的負担の大きいコミュニティバスの運行については、利用者の多様化するニーズに合ったダイヤ編成など、その運行形態等について研究を進めながら、コミュニティバスの利便性の向上に努める必要があります。

また、民間事業者により運営されている路線バスは、自家用車の普及や少子化などの影響で、全体的に路線の廃止や減便が続いています。赤字バス路線は、町などが運行経費の一部を助成することによって路線が維持されていることから、今後も沿線自治体と民間事業者が協力し、利便性の向上に努めていくことが必要です。

施策の 基本 方針

コミュニティバスについては、地域住民の移動手段として重要であることから、住民の移動を支える公共交通体系を構築します。利用ニーズや利用実態などに応じて見直しを進め、利便性の向上に努めるとともに効率的かつ効果的な運行を目指します。

コミュニティバスが利用できない高齢者等に対し、介護予防と連動した移動（買い物）支援の方法を模索します。

広域交通については、町内を経由する民間交通事業者との連携を図り、現在の交通体系を維持していくとともに、地域住民や観光客の利便性の向上を図ります。

主な 施策

1 コミュニティバスの安定的な運営

- コミュニティバスの利便性向上や、効率的な運行体制の確保に向けて、利用実態に応じて、経路やダイヤ、運行本数について見直しを図ります。
- 将来的にスクールバスとコミュニティバスを統合することも視野に入れ、運行体制を検討します。
- 予約に応じて運行する**デマンド交通**【※1】など、コミュニティバスの効率的かつ安定的な運営方法を検討します。

2 多様な移動支援の検討

- 民間（バス・タクシー会社等）や地域との協働による、コミュニティバスの利用が難しい地域の移動支援や、買い物支援の方法・システムを検討します。
- きめ細かな移動支援を実現させるため、全国的に導入が検討されている「**スマートモビリティ**【※2】」について、本町にふさわしい利用形態を研究し、必要に応じて導入を検討します。

3 広域交通の維持・充実

- 民間バス事業者との連携を図り、広域交通を維持します。
- 通学や通院、観光等における、コミュニティバスと路線バスとの乗り継ぎを考慮したダイヤ調整を行い、利用者の増加を図ります。

関連 指標



【※1】**デマンド交通**…定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。

【※2】**スマートモビリティ**…交通・移動を変える新たなテクノロジーの総称。より安全で効率的であり、交通渋滞や大気汚染などの課題を解決しうるものを指す。



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

4 水道の整備

対応する
SDGs



現状 と 課題

水道は生活に欠かすことのできない重要な生活基盤であり、安全に飲めるおいしい水を安定的に供給していく必要があります。

本町の水道事業は、これまで施設の整備、大規模な更新工事を行い、現在5地区の簡易水道施設と1地区の飲料水供給施設を運用しています。

一方で、施設整備後数十年が経過した現在、老朽化による排水管からの漏水や、施設故障による一時的な断水、また水道未普及地域の解消が課題となっています。

今後も「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、簡易水道施設の安定的な運用を図るとともに、効率的・効果的な事業推進による計画的な施設整備、健全で安定した事業実施に取り組んでいく必要があります。

施策の 基本 方針

「五ヶ瀬町水道ビジョン」に沿った運営基盤の強化を図るとともに、安心して安全な水道水の供給を目指し、住民の快適な生活環境を確保できるよう、サービスの向上を図ります。

簡易水道事業については、補助事業等の積極的な活用により、施設整備を図るとともに、事業の統合を目指し、水道未普及地域等の解消、水道水の安定的な供給を図ります。

また、自然環境及び河川等の環境保全を推進し、安心・安全な水を安定的に確保できるよう、水源の確保・開発に努めます。

主な 施策

1 簡易水道事業の安定経営の推進

- 「五ヶ瀬町水道ビジョン」に基づき、集落や給水人口等、規模に応じた適正な水道事業を推進します。
- 中長期的な視野に立った水道施設の整備及び更新、耐震化を実施します。
- 公正で適正な水道料金の設定・徴収により、持続的で安定的な水道事業経営を行います。
- 水道料金の検討を行い、将来的にわたり水道の安定経営と運営基盤の強化を目指します。

2 安心・良好な水質の確保

- 全施設での水質管理を徹底して進めます。
- 水質・水量ともに安定した水源の開発を行います。
- 水質監視体制や水質改善対策の強化により、良好な水道水を確保します。

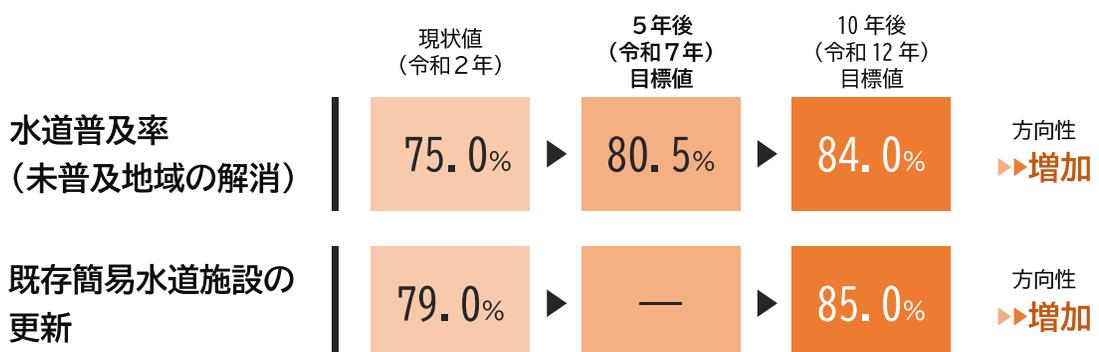
3 水道水の安定的な給水

- 水道未普及地域に対し、簡易水道等の整備を進めます。
- 水量監視体制の強化により、安定的な水道水の供給に努めます。
- 災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備や、水道設備の応急復旧体制の整備を進めます。

4 環境保護・エネルギー対策の推進

- 深層地下水の開発を行い、水源から配水において必要なエネルギーについて、自然エネルギーの有効活用を検討します。
- 省エネルギー機器の採用や水道システムの見直しを行い、電力消費量の削減に努めるなど、自然環境に配慮した取り組みを行います。

関連 指標



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

5 自然環境の保全

対応する
SDGs



現状 と 課題

五ヶ瀬川の源流域に位置する本町は、森林・河川をはじめとした豊かな自然に恵まれています。これらの地域資源の保全と活用に加え、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、地域と行政の協働による緑化・美化活動に取り組み、統一感のある景観形成が必要です。

加えて、人々の生活様式が変化する中、近年の環境問題は多様化・複雑化し、ごみのポイ捨て等の身近な問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋ごみの増加等、地球規模の問題にまで広がりをみせています。

本町では、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等の関係法令を遵守し、ごみの減量化、再資源化意識の向上に努めています。本町における一般廃棄物処理は西臼杵3町で構成する西臼杵広域行政事務組合で行っており、生活排水処理・し尿処理は合併処理浄化槽の設置・普及を図り、処理を行っています。一方、違法な収集・運搬等を行う不用品回収業者や、不法投棄の実態把握に苦慮しています。

今後も循環型社会の実現を目指し、**5R**【※1】行動に積極的に取り組むとともに、ごみ処理量低減や資源生産性の向上を推進する必要があります。

施策の 基本 方針

恵まれた豊富な資源を次世代に引き継ぐため、「五ヶ瀬町森林整備計画書」に基づき、環境保全・森林資源の適切な管理に努めます。五ヶ瀬川上流地域として二酸化炭素の吸収や**水源涵養**【※2】、生態系の保全など、森林の持つ多面的機能や役割を住民に広く周知するとともに、五ヶ瀬川流域の市町との交流や森林環境の保全活動を継続して推進します。

宮崎県から委嘱されている**地球温暖化防止活動推進員**【※3】と連携し、地球温暖化防止対策やこれからの環境のあり方に関する啓発を行い、地域、事業所、家庭でできる環境づくりを実践できる体制づくりを行います。また、**木質バイオマス**【※4】等の再生可能エネルギーについても促進や啓発を実施し、環境保全を推進します。

ごみ処理については、西臼杵広域行政事務組合と連携し、ごみの減量化・再資源化の促進・リサイクル意識の啓発を図ります。また、循環型社会の構築を目指した環境にやさしいまちづくりを推進しながら、住民が自発的に取り組めるごみ減量化の取り組みにつなげていきます。

生活排水処理については、生活排水処理計画の推進を図り、河川浄化・水質保全に努めます。

主な 施策

1 自然環境の保全と活用

- 五ヶ瀬川の上流域に位置する町として、水資源の大切さについての啓発を行います。
- 保安林の整備を推進し、自然環境保護や生態系の保全、水源涵養機能の維持を図ります。
- 庁内関係課や事業者等と連携し、森林の保全や河川の浄化運動を促進します。
- 森林が果たす機能の大切さや、森林環境保護の重要性について、住民への啓発を行います。
- 企業や団体による森林づくり活動を積極的に推進します。
- 木材や木製品とのふれ合いを通じ、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」の推進を行い、木材の良さや利用の意義についての啓発を行います。
- 林業体験や森林レクリエーションにより都市との交流を図り、森林の役割について啓発を行うとともに、町外の人が森林環境に親しむことができる環境づくり等、様々な森林の利活用の方法について検討します。
- 事業所等に対する公害の監視・指導體制を強化し、生活公害や産業公害の未然防止を図ります。
- GAP【※5】取得促進や有機農業の実施など、環境にやさしい農業を推進します。
- 定期的に河川の汚染状況の確認を行うとともに、河川の清掃活動を行い、水質保全に努めます。
- 景観計画を策定し、自然環境及び緑豊かな景観の維持を推進します。

2 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化防止のため、**カーボン・オフセット**【※6】の視点から、事業所や関係機関等と連携し、森林整備による温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。
- 五ヶ瀬町産の木材を使用する薪ストーブの設置や、林地残材の木質バイオマスへの変換など、自然と調和した再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 太陽光発電や風力発電、水力発電等の再生可能エネルギーの研究と活用を進めます。
- 再生可能エネルギーを生産・利用する企業の誘致を検討します。
- 薪の生産・加工・販売ができる体制の整備を進めます

【※1】**5R**…ごみの発生回避（Refuse:リフューズ）、発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、修理（Repair:リペア）、再資源化（Recycle:リサイクル）の5つの環境対策のこと。

【※2】**水源涵養**…森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

【※3】**地球温暖化防止活動推進員**…地球温暖化対策推進法（1998）に基づいて、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事が委嘱し、地球温暖化対策に関する知識の普及や推進を図るための活動を行う。

【※4】**木質バイオマス**…「木材に由来する再生可能な資源」のこと。まき、木炭、チップ、ペレットなどは、森林の適正な管理により持続可能なエネルギーであり、地球温暖化防止や循環型社会づくりにもつながる。

【※5】**GAP**…「Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）」の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

【※6】**カーボン・オフセット**…製品の生産などに伴って発生する温室効果ガスを削減するのが難しい場合、自然エネルギーの活用や森林保護などの事業に資金を出し、その排出分を埋め合わせる仕組み。



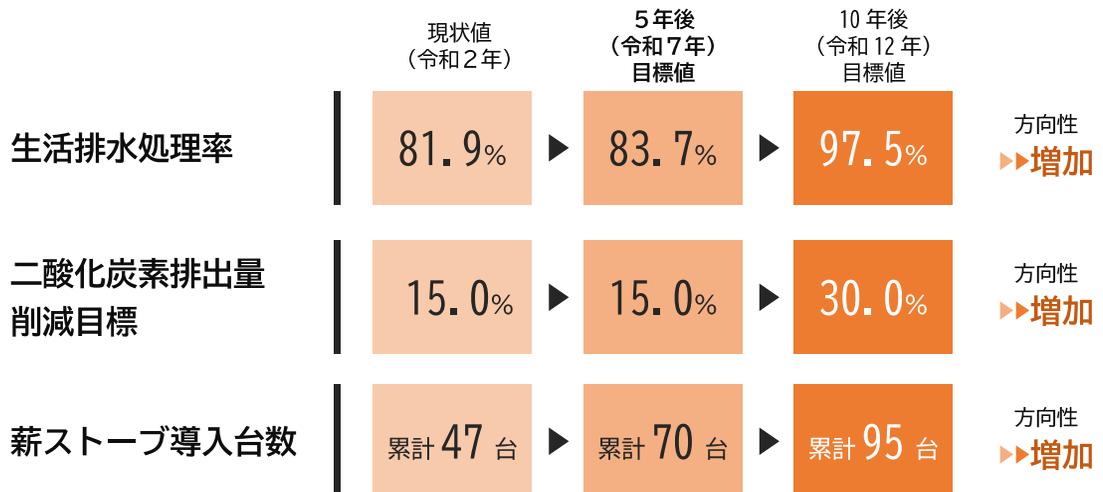
3 適正なごみ処理、生活排水処理の実施

- 西臼杵広域行政事務組合と連携し、分別収集の徹底や、ごみの適正処理・減量化・再資源化を推進します。
- 保健所や警察と連携し、不法投棄の防止や野焼き対策、違法な廃棄物処理業者の取り締まりを行います。
- 合併処理浄化槽設置事業を推進し、適正な生活排水処理を行い、河川浄化・水質保全に努めます。
- 既存の合併処理浄化槽について、関係機関と連携し、適正な維持管理や老朽化している施設の整備を進めます。

4 環境保護・環境美化に向けた啓発の推進

- 環境保護に関するイベント・研修会や学校教育等を通し、様々な環境問題について、住民や事業所等に対する知識の普及・啓発を進めます。
- 町内一斉清掃を実施し、住民による環境美化活動を行います。
- 地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭・事業所でできるCO2排出削減・省エネ等に関する知識の普及・啓発を行い、地球温暖化対策について住民が自発的に取り組める体制づくりを行います。
- ごみを減らすための「Rではじめる5つの行動『5R』」の啓発を行い、ごみ減量化に向けた住民による自発的な取り組みを促進します。
- 風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーについての教育・啓発を実施し、最先端テクノロジーの活用も検討しながら、再生可能エネルギーの利用促進や環境保全意識の醸成を図ります。

関連指標





中九州大仁田山風力発電所



にこにこ教室ごみ拾い



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

6 消防・防災対策の充実

対応するSDGs



現状と課題

住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の基本的な役割であり、国・県と連携して様々な危機に対応する管理体制が求められています。本町の災害対策は消防団を中心に、西臼杵広域消防本部・警察・住民との連携により、日頃からの防災意識の向上に努めています。

しかし近年、豪雨災害や地震等、頻発する災害への対応が重要視される中で、公助による災害対応だけでなく、日頃から地域の中で互いに協力し合う体制を整えることの必要性が再認識されています。

そのため、**機能別消防団**【※1】を含めた自主防災組織の必要性を啓発するとともに、組織化を前提とした防災士等のリーダーの養成及び活動環境の整備が必要となっています。

また、山林・河川をはじめとした自然環境や生態系全体を守ることは、治山・治水、災害防止、砂防対策につながり、住民の人命や財産をも守ることになります。本町では、この貴重な山林や河川を保護・保全することで、治山・治水事業や災害発生防止を進めてきました。また、本町は急峻な地形が多く、災害が発生しやすい状況にあるため、災害が起こった際は早期に復旧事業を実施してきました。

近年、大規模な地震による土砂崩れや、突発的な豪雨による河川の氾濫等が全国で相次いでおり、災害防止の視点から、山林・河川の保護・保全がより重要視されています。

施策の基本方針

消防団員の確保・維持、自主防災組織の強化と推進を図るとともに、防災情報伝達体制や避難体制の整備に取り組みます。防災意識の高揚を図るため、防災訓練などを通じた防災技術・知識の向上への取り組みを支援し、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進します。あわせて西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、各種災害時の救急業務体制の充実を図ります。

火災や災害に対する事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資器材の整備確保、防火施設の整備、防災行政情報伝達システムの充実を図ります。避難施設の整備・確認及び危険箇所等の点検を実施します。

治山施設や山地災害については、住民に広く啓発活動を実施し、住民意識の向上を図るとともに、施設整備についても継続的に推進します。

また、水源や生態系を保全するだけでなく、異常気象による山地災害を防止するためにも、保安林の適正な管理や森林環境の保全により、治水力のある強い森林づくりを推進します。

主な 施策

1 地域・消防団による防災体制の充実

- 町内の全行政区において、自主防災組織の設置を推進します。
- 定期的な防災訓練を実施し、災害時における地域の対応力向上を図ります。
- 地域防災のリーダーとなる防災士の育成を推進します。
- 消防団員の確保を支援します。
- 行政と消防団との連携を強化するとともに、消防団の活動を支援します。
- **避難行動要支援者名簿**【※2】を活用し、要支援者の避難時の対応について、地域で情報を共有し連携を図ります。

2 行政による災害対応の充実

- 気象庁、国、県の防災計画に基づき、防災計画の見直しを行います。
- 「災害対策室情報集約システム」や「五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム」を活用し、災害情報や気象情報を速やかに伝達できる環境を整備します。
- **防災ハザードマップ**【※3】を活用し、災害時における危険箇所を周知します。
- 町内の避難行動要支援者を把握し、災害時における迅速な安全確保を図ります。
- 減災に向けた取り組みとして、危険箇所の調査・把握を進めます。
- 災害時に向けて、医療機関との連携体制の確認を行います。
- 避難生活が長期化した場合に備え、飲料及び食料、その他必要物資の備蓄と確保を行います。
- 災害時の対応方法についての周知や、個人や地域で日頃から災害に備えることの重要性についての啓発を行い、住民の防災における「自助」「共助」意識の高揚を図ります。

3 治山・治水による町土の保全

- 災害発生防止に向け、治山施設の整備や河川砂防工事、河川改修工事、急傾斜地崩壊対策事業等の適切で継続的な対策を実施します。
- 山地災害発生時には、住民の生命を第一に早期の対応をとり、治山復旧を目指します。

【※1】 **機能別消防団**…すべての消防団活動には参加できない人が、特定の活動・役割のみで従事する制度。

【※2】 **避難行動要支援者名簿**…高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。

【※3】 **防災ハザードマップ**…自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所等の情報が示されている地図。



4 災害に強いインフラ整備の推進

- 関係機関と連携し、町内の危険箇所の把握・点検を行います。
- 土砂災害・河川の氾濫等の危険性がある場所の災害予防策を検討します。
- 町内の老朽化した防火水槽の改修や新設、有蓋化整備、消防団機材の整備を図ります。

5 救急医療体制の充実

- 救急医療体制のより一層の充実を図ります。
- 西臼杵広域消防本部及び各医療機関との連携強化を図ります。

関連
指標

自主防災組織数・
機能別消防団数

現状値
(令和2年)

累計 8 組織

5年後
(令和7年)
目標値

累計 10 組織

10年後
(令和12年)
目標値

累計 14 組織

方向性
▶▶増加



五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム



消防操法大会



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

7 防犯・交通安全の推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

近年、子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加している他、振り込め詐欺やインターネットを悪用した犯罪等、犯罪手口の複雑化・多様化が顕著になってきています。本町では、犯罪等事件の発生件数は少ない状況ですが、誰もが犯罪や事件に巻き込まれることから、犯罪防止に向けた取り組みや、犯罪に巻き込まれないようにするための啓発が必要となっています。

また、交通の安全については、本町は交通量の多い道路もあるため、交通安全モデル地区における各種の取り組みを行ってきた結果、住民主導による交通安全意識が高まり、交通事故の発生が大きく減ることにつながりました。しかし、高齢者ドライバーによる事故が全国で多発していることから、本町においても、高齢者に対する交通安全啓発や、運転免許自主返納等の呼びかけを行っています。幹線道路や通学路については、危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

消費者行政においては現在、延岡市消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談受付を行っています。全国的に消費者トラブルのケースが多様化・複雑化しており、消費生活に関する住民へ啓発や、地域における消費生活改善に向けた推進役の養成が必要となっています。

施策の 基本 方針

住民誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚に努め、安心・安全なまちづくりを進めます。また、高齢化に伴い高齢運転者による事故が懸念されるため、高齢者に特化した効果的な事業を実施し、さらなる交通安全の啓発に取り組みます。

警察や関係機関との連携により、地域の防犯体制を確立させるとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、啓発活動等を通じて住民の防犯意識の一層の高揚に努めます。

消費生活の安心・安全を確保するため、関係機関との連携の下、各種情報を収集・提供するとともに、相談体制の充実と消費生活に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な 施策

1 交通安全活動の推進

- 住民への交通マナーと交通ルール順守の徹底を図るため、関係機関や交通安全指導員と連携し、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発を実施します。
- 交通事故を防ぐため、地域での見守りの強化や、見守りを行うボランティアグループの育成を図ります。
- 高齢運転者による事故を防ぐため、安全運転の啓発や講習会の実施を推進します。
- 高齢者ドライバーに対し、運転免許の自主返納を呼びかけます。
- 制限運転「ごかせ安心・安全運転」を推進します。

2 防犯活動と地域安全の推進

- 警察や防犯協会等関係機関と連携し、地域の見廻り活動や防犯パトロールなどの広報・啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 緊急通報システムの充実を図り、住民の安全確保と事故・犯罪への早期対応を図ります。
- 不審者の情報や高齢者を狙った特殊詐欺被害の情報について、防災無線・広報紙等で情報提供を行い、犯罪の発生を未然に防ぎます。
- 災害時に対応する目的で作成している「避難行動要支援者名簿」に登録されている要支援者の情報については、普段の見守りにも有効であることから、平常時の名簿情報の提供に同意した人の情報のみを活用するなど、個人情報に配慮しながら、地域の見守りへの活用を検討します。

3 消費者行政の推進

- 消費生活に関する情報の提供や、消費生活相談センターの周知を図り、消費者トラブルに巻き込まれないよう啓発を行うとともに、トラブルに巻き込まれた際の解決に向けた支援を行います。

関連 指標



第2章

基本目標 2

魅力・ 活力を 生み出す

施策の分類	主な施策
1 農業の振興	農業生産環境の整備 後継者・担い手育成の支援 農産物の高付加価値化
2 林業の振興	林産物生産環境の整備 後継者・担い手の育成、雇用対策 未植栽地の解消による森林整備 林産物の高付加価値化
3 商工業の振興	商工業の経営基盤強化 後継者・担い手の育成、雇用対策 特産品開発・6次産業化の推進
4 観光の振興	住民との協働による観光の魅力向上 観光客の流入促進・受け入れ態勢の充実 観光推進体制の強化
5 就労・雇用の促進	雇用の場づくりの推進 人材確保・育成の推進 第3セクターの安定運営 ワーク・ライフ・バランスの向上

基本目標 2

魅力・活力を生み出す

1 農業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町は農林業が基幹産業であり、地域の特性を活かした園芸、畜産、釜炒り茶の「五ヶ瀬みどり」等の特産物（茶）等の規模拡大や、花き、ぶどう、夏秋いちご等の栽培を進めています。他にも、生産者組織の支援や農業経営の法人化に対する支援等を行い、農業経営の安定に努めています。

一方、少子高齢化に伴う担い手不足により離農や兼業化が進んでいます。担い手の主な年齢層は60代、次いで50代であり、今後も引き続き農業を継続できるよう、支援等の検討が必要です。あわせて、有害鳥獣被害による生産性・経済性の減退が課題となっており、中山間地域直接支払事業による農用地の維持管理活動や、獣害防止対策等に努めています。今後は、地域の特徴を活かした作物の栽培の推進や、栽培技術の向上のための支援などが必要です。

農業基盤整備は遅れていますが、一定の財源を要するため、補助事業等に依存しなければ整備できない実情があり、既存施設の老朽化に伴う施設の改修等が課題です。

施策の 基本 方針

地域自らが農業の振興に向け、集落の現状・課題に応じて将来の目標を掲げるとともに、実現に向けた取り組みを主体的に実践するための話し合いや活動等の支援を行っていきます。

また、地域の特性・資源を十分に活かしつつ、持続性のある農業経営を目指し、多様な担い手の育成や、農業法人・異業種参入等の検討、合意形成を図る支援を行い、農業の振興と雇用の確保を図ります。

加えて、**世界農業遺産** 〔※1〕の認定に伴い、農産物のブランド化やグリーンツーリズムの振興に力を入れます。グリーンツーリズムや農村民泊等を打ち出し、本町の農業文化や農産物に新たな付加価値を生み出すことで、五ヶ瀬をまるごと売り出す戦略として推進を図ります。また、地域特産品の研究・開発等に取り組むとともに、町のイメージとなる産品づくりによる「五ヶ瀬ブランド」の確立を推進します。

農業生産体制については制度事業を活用し、農道をはじめとする生産基盤の整備や、有害鳥獣被害に対する防護柵の設置等、消費者ニーズに対応した環境にやさしい農業を推進し、農畜産物の品質向上や生産コストの面で競争力を持てるような基盤環境の整備を支援します。

主な 施策

1 農業生産環境の整備

- 圃場、農道、用排水路の整備、優良農地の把握と確保を進めます。
- 担い手が中心となって土地の集約を積極的に図り、新規就農者や意欲ある担い手への貸付や支援などを行うことで、雇用の創出を行います。
- 農地環境未整備地区の整備を促進します。
- 恵まれた気候を活かした高品質な作物の研究・栽培を推進します。
- 農業生産工程管理（GAP）の推進に向けた取り組みを行います。
- 茶業等での有機農業を推進します。
- 有機農業を促進し、安心・安全で高品質な農畜産物の生産と、環境にやさしい農業に努め、農業経営の安定及び農産物の高付加価値化に努めます。
- 生産性の低い農地の適正な活用の検討を進めるとともに、優良農地を維持確保します。
- 整備済既存施設の的確で有効的な維持管理を行います。
- スマート農業**【※2】の取り組みを支援し、農業の魅力を高めるとともに、労力の低減や生産性の向上・収益の向上を図ります。
- 指定棚田地域振興活動による棚田等の保全や多様な機能維持・発揮を図り、棚田地域の振興を進めます。
- 耕作放棄地の増加防止を図るとともに、耕作放棄地の活用方法について検討します。
- 優良農地の保全に努めるとともに、担い手に対する農地の集積を進めます。

2 後継者・担い手育成の支援

- 農業の担い手や新規就農者への支援を行います。
- 担い手が中心となって土地の集約を進め、土地の有効利用を図ります。
- 農業経営の法人化の相談・支援や、認定農業者を中心とした集落営農を推進し、効率的かつ効果的な農業を推進します。
- 作業受託組織の育成・支援を行います。
- SAP**【※3】（農業青年の学修グループ）や畜産青年部の活動を充実させ、若い担い手の育成を図ります。
- UJターン者を受け入れる体制を整えるため、集落環境の改善を図ります。
- 農業経営継承への取り組みや支援を行います。
- 休耕地等を再生し農産物の生産を行うとともに、UJターン就農者向けの住宅等の整備を行います。あわせて、将来的には農業法人の設立を目指します。

【※1】**世界農業遺産**…世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。

【※2】**スマート農業**…ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を推進している新たな農業のこと。

【※3】**SAP**…「Study for Agricultural Prosperity(農業青年の学修グループ)」の略。高度な農業技術と優れた経営感覚を備えた優秀な農業担い手の育成を目標とする、全国で宮崎県だけの農業後継者活動組織。



3 農産物の高付加価値化

- 世界農業遺産認定の効果を活かし、既存の農産物や特産品について、さらなる PR 活動や、販売ルート確保等を図ります。
- 地元産品を活用した新商品の開発や6次産業化を目指す農業者を支援し、地場産業の振興を図ります。
- JA 等関係機関との協力を密にし、生産技術の向上を進め、加工品等を含めた農畜産物の高付加価値化を促進します。
- 学校教育や観光と連携したグリーンツーリズム（農業体験、農泊利用者、遊休地活用）を推進します。
- 釜炒り茶や棚田に代表される、世界農業遺産に認定された伝統的な農業生産活動等の農業文化の継承活動を推進します。

■ 農家戸数の推移

農家戸数の推移をみると、総数は減少傾向にあり、平成 27 年には 390 戸と、平成 12 年から 143 戸減少しています。

単位：戸	専業農家	兼業農家			合計
		第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	小計	
平成 12 年	93	139	301	440	533
平成 17 年	83	146	258	404	487
平成 22 年	125	91	228	319	444
平成 27 年	134	66	190	256	390

資料：農林業センサス



農作業の様子

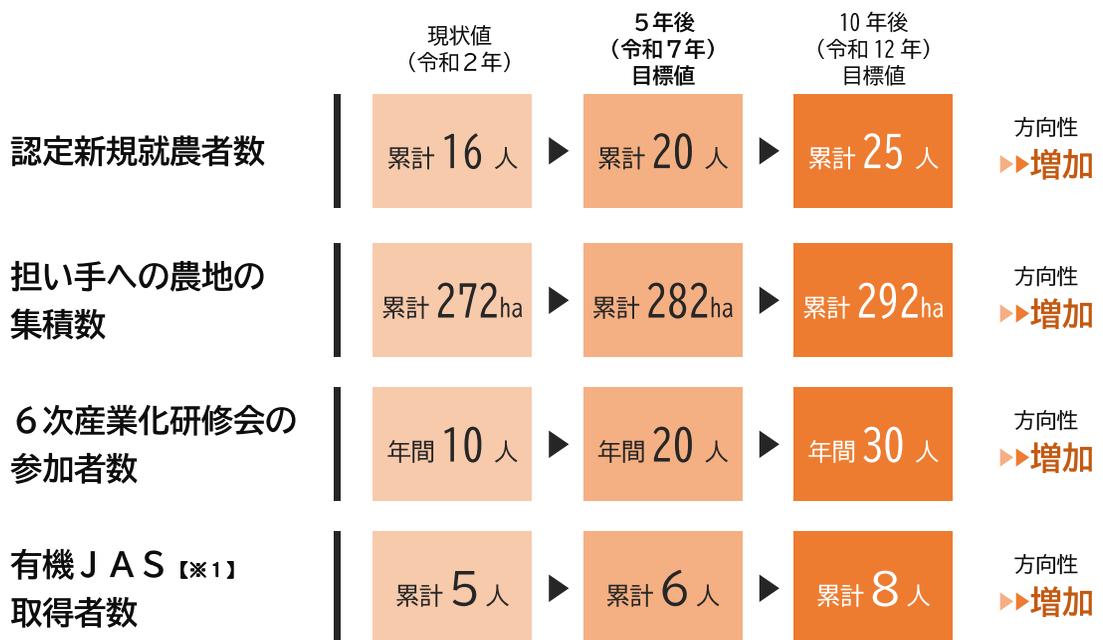
■ 農作物別経営体数

農作物別の経営体数をみると、最も数が多くなっているのが「稲」となっており、次いで多くなっているのが「野菜類」と「工芸農作物」となっています。工芸農作物の内訳をみると、45 経営体のうち 43 経営体で「茶」が占めています。

	作付経営体数
稲	303
麦類	1
雑穀	3
いも類	5
豆類	16
工芸農作物	45
茶	43
その他	2
野菜類	108
花き類・花木	15
その他の作物	8

資料：農林業センサス

関連指標



【※1】有機JAS…農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられている有機食品の検査認証制度。



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

2 林業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町は、町の総面積の 88.1%を森林が占めており、多くの森林資源に恵まれています。民有林面積の 67.0%はスギを主体とした人工林となっている他、特用林産物の生産も行っており、特に五ヶ瀬町産のしいたけは、長年にわたり優秀な品質が保持されており、高い評価を得ています。施業については、西臼杵森林組合五ヶ瀬支所等を中心に機能強化・連携を行い、林業組織の強化に努めてきました。

しかしながら、依然として国内の木材価格が低迷していることや、有害鳥獣等の被害により、林業の経営状況は厳しい状況にあります。また、本町の森林は急峻な地形が多い上に、台風や豪雨に見舞われやすい気象条件下にあることから、林地崩壊等の災害が起きにくい強い森林づくりを進めることが重要です。

今後も林産物の供給体制の維持や、従事者・後継者の確保等を図りながら、生産性の高い林業経営の推進を進める必要があります。また、環境問題への関心の高まりから林業が注目されつつある中、森林の維持活動・林業が自然環境に果たす役割の啓発や、自然環境保護に対する住民や事業者の意識向上を図りながら、森林の適正な整備を進め、人と自然が共生する持続可能な森林づくりを進めることが重要です。

施策の 基本 方針

将来的に安定的な林業を持続させるためにも、植林・育林・伐採のサイクルを守る必要があります。そのためにも、林道や作業道の基盤整備、森林施業の効率化、担い手や林業従事者の雇用の促進を図ります。また、森林組合と連携し、植栽未済地の解消や伐採後の再造林を推進し、伐採と造林の連携を進めます。

効率的かつ環境にやさしい林業の実施に向けて、花粉のないスギ苗の植え付けや、成長が早く加工が容易な樹種の植え付け、ツリーシェルター^{【※1】}設置による下刈り、防護柵設置によりコスト削減を図ります。ICT やドローンを活用した近代的な林業を推進します。

特用林産物においても、高品質の椎茸生産には人の手が必要であることから、担い手の育成を図るとともに、最新の技術等を取り入れながら、高品質な特用林産物の生産による「五ヶ瀬ブランド」の構築を促進します。

主な 施策

1 林産物生産環境の整備

- 計画的な林道、作業道の整備を行い、木材搬出時間の短縮や大型機械の導入を可能にすることで、効率的かつ安定的な林業経営の実現を図ります。
- 地域と協力しながら、林道の整備や補修を行い、林道の安全性を維持します。
- 造林・下刈・間伐を支援し、循環型林業を行い、持続的な森林管理と森林機能の維持を推進することによる**循環型林業**【※2】の実現を図ります。
- 高性能機械やICT技術の導入を検討し、作業の効率化を図ります。
- 森林経営計画に入っていない手入れが遅れている私有林については、所有者の意向を調査し、森林環境譲与税を活用しながら森林整備を進めます。
- 住民主体・集落ぐるみによる鳥獣被害対策をより一層推進します。
- 計画的な森林整備を行い、災害に強く治水力のある山林の形成を図ります。

2 後継者・担い手の育成、雇用対策

- 担い手・新規就業者への支援や、林業大学への入校支援を行い、林業の後継者育成を推進します。
- 林業経営の安定化を図り、就業者が安心して林業に携わることができる環境を整えます。
- 林業事業体、森林組合等との連携・情報共有を行い、担い手や雇用の確保、リーダー育成を推進します。
- 林業事業体の組織化を行い、関係機関と連携・情報共有を活発にすることで、林業経営の安定化、担い手や雇用の確保を目指します。

3 未植栽地の解消による森林整備

- 土地所有者の高齢化や不在村化の進行が課題となっているため、土地利用状況の調査と分析を進めます。
- 森林組合と連携し、未植栽地の情報を共有する体制の整備や、伐採後の再造林を推進します。
- 未植栽地の再造林を推進し、美しい里山の環境を保全します。
- 植林や下刈等の林業体験活動を実施し、未植栽地の解消にも活用します。

【※1】 **ツリーシェルター**…山などに植栽した幼齢木に被せる筒。ツリーシェルターを被せることで、害獣による食害の防止や、苗木の清涼促進を図ることができる。

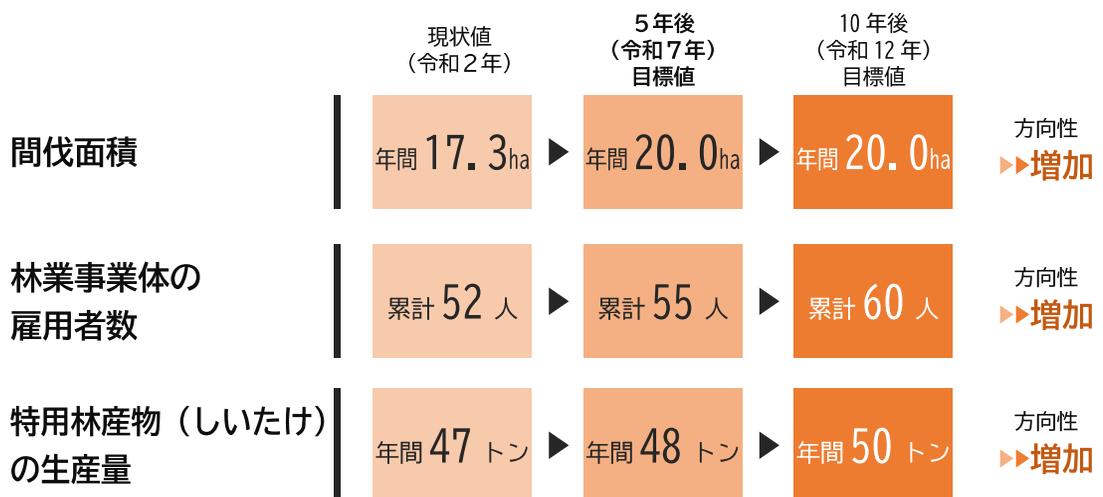
【※2】 **循環型林業**…森林資源を持続的に活用していくため、木材として伐って使った後、再び植え育て、森林を世代交代させて将来の木材資源を確保しながら、森林を維持・保全していくこと。



4 林産物の高付加価値化

- 特用林産物のブランド化に向けて、品質の向上や生産量の拡大を図るとともに、品評会等への出品を積極的に行います。
- 林産物の高付加価値化を推進し、生産者の所得向上を図ることで、雇用の促進や生産意欲向上につなげます。
- 野草、山菜等の林産物や、木材加工品など、豊富な森林資源を活用した新たな商品の研究・開発に努めます。
- 薪ストーブの導入・利用を推進し、間伐材や林地残材の木質バイオマス等への有効活用に努めます。

関連指標





林業作業の様子



原木しいたけ



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

3 商工業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

商業分野については、人口減少による購買者の減少や、近隣市町への大型店舗の進出・消費者需要の多様化等による町外への購買者流出が課題となっています。それにより、今後ますます町内店舗の経営は悪化していくことが予想される他、経営者の高齢化や後継者の不在による廃業も年々増えていることから、廃業に伴う空き店舗の活用や事業承継への対応も急務となっています。

工業分野については、現在、町内に立地している企業への支援・振興が求められています。工業用地の確保や企業誘致は進んでいない状況であり、工業集積は難しい状況にあります。

施策の 基本 方針

商工会を中心に、町内の商工業者の結びつきを深め、既存商工業の基盤強化に取り組むほか、創業支援や事業承継支援に向けた取り組みを行います。さらに他産業とも連携を図ることで、商工業を中心とした本町の産業全体の活性化に取り組みます。同時に、地域資源を活用した新たな産業の創出を目指します。

また、工業においては、各種有効な情報提供等を行い、町内中小企業の育成支援に努めます。

主な 施策

1 商工業の経営基盤強化

- 県や商工会と連携し、町内企業の経営安定化に向けて、経済的支援や情報提供を行います。
- 自然環境をはじめとした本町の強みを活かすことができる企業の誘致を推進します。
- 町内企業に対し、中小企業退職金共済制度の活用や、商工業者振興資金の利用を促進します。

2 後継者・担い手の育成、雇用対策

- 商店街の各店舗について、経営の安定化・活性化を支援します。
- 雇用の確保のため、商工業者に対する経済的な支援体制の確立を図ります。また、新規開業支援事業等の活用により、住民の起業の促進を図ります。
- 事業後継者の育成・支援を行います。
- 空き店舗等を活用した支援や企業誘致を検討します。
- 商工会等と連携し、イベントやキャンペーン等を通じた町内企業・地元商店の活性化を図ります。
- 高齢者向けの移動販売の実施、地域に密着した魅力ある店舗づくりやサービス向上等の支援体制の充実を図り、活性化対策を検討します。

3 特産品開発・6次産業化の推進

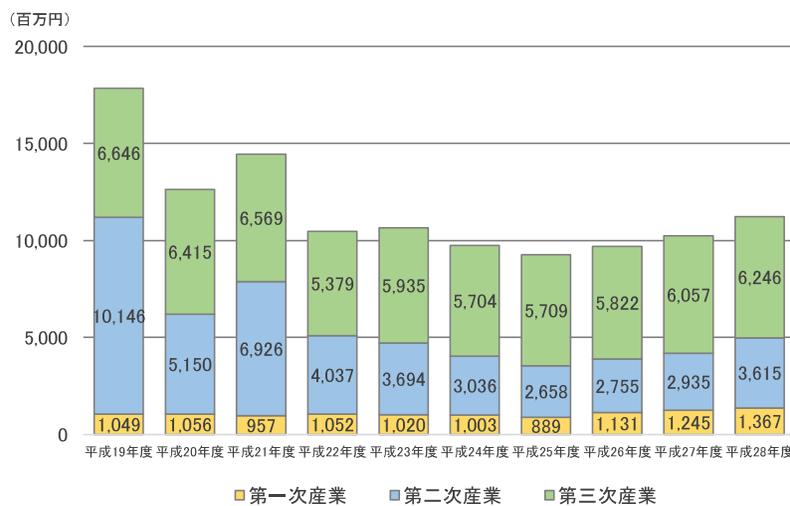
- 基幹産業である農林業等と連携し、地域資源を活用した特産品の開発や販売など、6次産業化へ向けた取り組みを行います。

産業別生産額の推移

第一次産業の総生産額の推移をみると、近年では年々増加している傾向にあり、平成28年度には13億6,700万円となっています。

第二次産業の総生産額の推移をみると、平成25年度にかけて大きく減少傾向にありましたが、以降は年々増加している傾向にあり、平成28年度には36億1,500万円となっています。

第三次産業の総生産額の推移をみると、平成24年度にかけて減少傾向にありましたが、以降は年々増加している傾向にあり、平成28年度には62億4,600万円となっています。



資料：市町村内総生産

関連指標



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

4 観光の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

九州の中央に位置する本町は、九州各県からのアクセスがよいという地理的条件を活かし、鞍岡地域の「五ヶ瀬ハイランドスキー場」、桑野内地域の「五ヶ瀬ワイナリー」、三ヶ所地域の「Gパーク」を核とし、各地域の資源を発掘し、それらを活かした観光振興を行っています。観光は町の地域資源を町外へアピールする重要な機会の一つであり、近年増加しているインバウンド需要を取り込むことを視野に、今後産業としてのさらなる発展を目指すことが重要です。

町では現在、観光振興を視野に入れた地域づくりや、グリーンツーリズムに特に力を入れており、イベント開催時以外でも年間を通じて交流人口が増え、農村民泊へのリピーター客も増加し、地域活性化につながっています。

しかしながら、春の枝垂れ桜・秋の紅葉など、豊かな自然環境の観光資源としての活用が不十分であることや、町全体としての観光振興の方向性の統一が不十分であることなど、課題が残されています。

現在、それぞれの地域資源は、地域住民や観光客によりその新たな価値が見出されてきています。今後は三ヶ所・桑野内・鞍岡の各地域の連携を深め、住民協働型の地域資源発掘や、観光のまちづくり意識の向上を図りつつ、経済面での波及効果を生み出していくことが重要です。

施策の 基本 方針

本町の豊かな自然、歴史、文化、人情味あふれる人間性等の恵まれた資源をより魅力的にするため、官民一体となって観光拠点や地域資源の磨き上げを図ります。さらに、世界農業遺産認定を踏まえ、自然との共生を意識した五ヶ瀬型観光を確立し、広域組織と連携を図りつつ、積極的にPRを図ります。

また、観光協会の機能強化や受け入れ体制の強化、観光イベントの充実等により観光業の発展を推進します。

本町の各地域の観光資源を拠点として、町内全域を一体とした観光振興を目指し、地域経済の発展と雇用の創出を図ります。

交流人口の増加を目指すため、地域資源を活用したグリーンツーリズム事業による都市住民や国内・国外教育旅行の誘致を進め、農林商工業等の産業分野・福祉分野との連携を図りながら地域振興につなげます。

主な 施策

1 住民との協働による観光の魅力向上

- 「五ヶ瀬ハイランドスキー場」「五ヶ瀬ワイナリー」「Gパーク」等、主要な観光拠点の魅力向上を図ります。
- 町のイメージとなる特産品づくりを推進します。
- 町内の主要な観光拠点を起点とし、地域経済の活性化を図ります。
- 農家や関係機関との連携を強化し、農泊や農業体験等の推進によるグリーンツーリズムの振興を図ります。

2 観光客の流入促進・受け入れ態勢の充実

- 世界農業遺産認定による知名度を活かした観光PRに取り組みます。
- 九州中央自動車道や九州新幹線の活用を見据え、西日本を意識した情報発信に取り組みます。
- 観光協会と連携し、多くの人に五ヶ瀬町の観光資源について興味を持ってもらえるよう、メディアやSNS【※1】等を活用した効果的なPR方法を検討します。
- 増加する外国人観光客に対応するため、案内板・パンフレット等の多言語化や、多言語に対応できる仕組みを検討します。
- 農村民泊に対応できる農家数の増加を図ります。
- 観光施設や観光ルートにおける案内表示板（サイン）の計画的な配置や、アクセス道・駐車場等の整備を行います。
- ふるさと納税やファンクラブ等を通じ、町外の人が本町に関心を高める取り組みを行います。

3 観光推進体制の強化

- 本町の観光資源を効果的に発信するため、観光協会を中心とした観光団体の活動の活性化を促進するとともに、推進体制の整備を図ります。
- 関係市町村、関係団体との連携を強化し、広域的な観光資源の有効活用を促進します。
- 官民連携での観光資源の掘り起こしや、独創的な視点による観光振興を促進します。

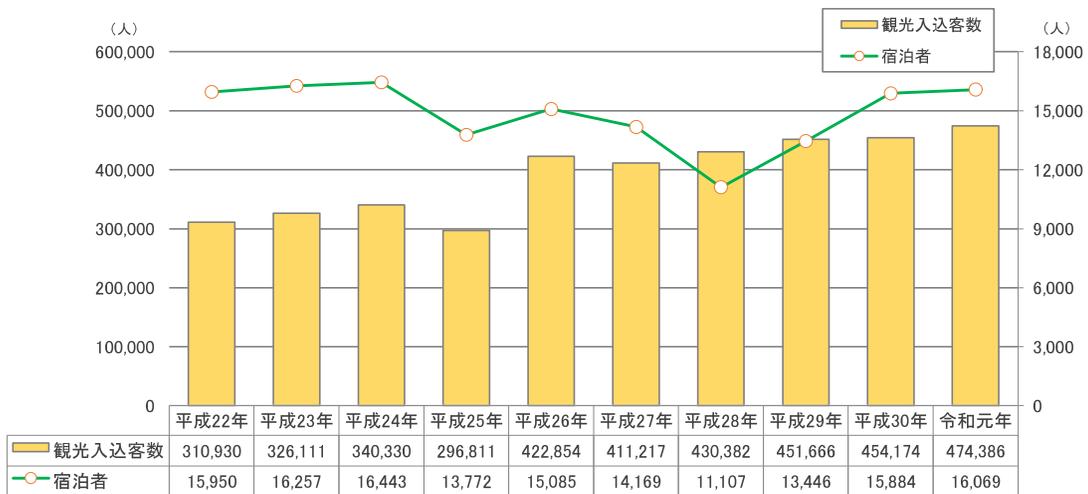
【※1】 SNS…「Social Networking Service」の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。



■ 観光入込客数の推移

観光入り込み客数の推移をみると、平成26年に40万人を上回って以降、令和元年まで増加している傾向にあり、令和元年には474,386人となっています。

また、宿泊者数の推移をみると、平成28年までは減少傾向にありましたが、平成29年以降は増加している傾向にあり、令和元年には16,069人となっています。



資料：観光動向調査

関連指標





五ヶ瀬ハイランドスキー場



農泊の様子



五ヶ瀬ワイナリー



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

5 就労・雇用の促進

対応する
SDGs



現状 と 課題

転入人口の増加や若年層の定住に向けて、町内での就労の場のさらなる確保が必要となってくる中、町内には第二次産業・第三次産業の継続的な雇用の場が少なく、大量雇用につながるような企業も少ない現状にあります。

一方、農業や林業の新規の就労者・後継者は不足しており、UIJ ターン人口の確保や就労希望者のマッチングを促進していく必要があります。

また、働く意欲のある高齢者の雇用機会の確保や、生活と仕事との両立など、時代の変化に対応した労働環境の整備が求められています。

そのため、今後は若年層の就労機会の増加に向けた取り組みに加え、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に向けた取り組み、冬期の雇用の場の拡大等、幅広い労働力の確保と労働機会の創造に向けた取り組みが求められています。

施策の 基本 方針

本町の特性を活かした農林業・畜産業をはじめとする産業と連携し、地域の発展に寄与する継続性のある事業の創出による雇用の増加を図ります。郷土料理の提供や農業体験など、地域資源を活かした活動を通して宿泊業の活性化を図ります。就労ニーズの的確な把握をさらに進め、担い手等の確保を促進します。就労の場を確保することにより、本町に住み、働く魅力を発信して人口流出を抑制し、UIJ ターンの促進につなげていきます。

また、九州中央自動車道の延伸による恩恵を活用し、国・県の施策と連携しながら、雇用就業機会の創出や企業誘致を図ります。

第3セクターは、五ヶ瀬町でしか生産することのできない高品質な製品やサービスの生産拠点であることから、観光客のさらなる増加や、新たな販路の開拓により、経営の安定化を進める他、地産地消による地域の経済活性化と雇用の安定化を図ります。

主な 施策

1 雇用の場づくりの推進

- 商工会と連携し、町内企業に対して、雇用創出や事業承継等についての支援を行います。
- 農林業や観光業といった、本町を代表する産業の事業拡大・創出による雇用の拡大を図ります。
- 就労の場を確保することにより、UIJ ターンの増加を図ります。
- 障がいのある人が安心して働けるよう、企業への就労支援を行います。
- 自然環境をはじめとした本町の強みを活かすことができる企業の誘致を推進します。

2 人材確保・育成の推進

- 本町で働く魅力を発信し、UIJ ターンを促進します。
- 商工会と連携して新規創業・異業種参入を支援し、産業の活性化や雇用の創出を図ります。
- 就労者のスキルアップを目的とした研修会等の充実に努めます。

3 第3セクターの安定運営

- 第3セクターである「五ヶ瀬ワイナリー」「五ヶ瀬ハイランド」は、五ヶ瀬町でしか生産することができない高品質な製品やサービスを提供し、町の産業を牽引する基盤産業であることから、経営の安定化を目指し、観光客の誘致や販路拡大につながる PR 活動をすることにより、雇用の安定化を図ります。

4 ワーク・ライフ・バランス^{【※1】}の向上

- 誰もが仕事と暮らしを両立できるよう、労働環境の改善に向けた指導・啓発を行います。
- 男女に関わりなく、職場で育児休暇や介護休暇を取得できるよう、事業所等への啓発を行います。

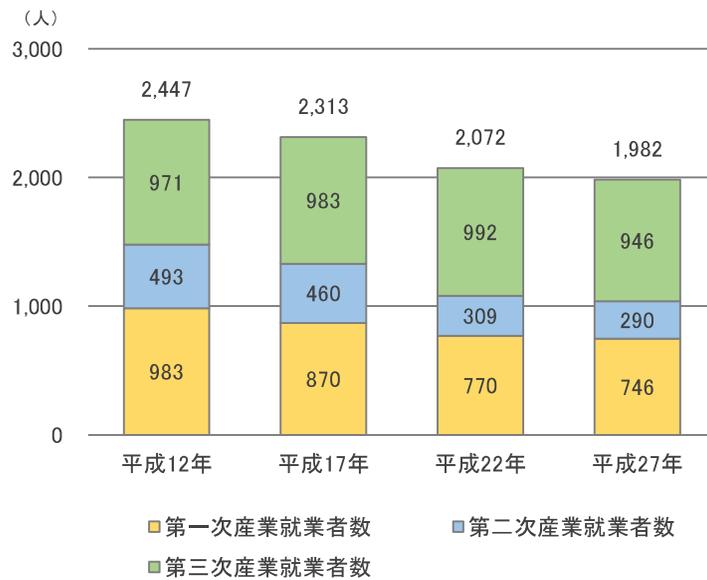
【※1】 ワーク・ライフ・バランス…働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。



■ 就業人口の推移

就業人口の総数をみると、平成27年には1,982人となっており、平成12年から平成27年にかけて465人の減少となっています。

産業別にみると、第一次産業と第二次産業の就業者数の減少が顕著であり、平成12年から平成27年にかけて第一次産業は237人、第二次産業は203人の減少となっています。



資料：国勢調査

関連指標

町内事業所数
(経済センサス)

